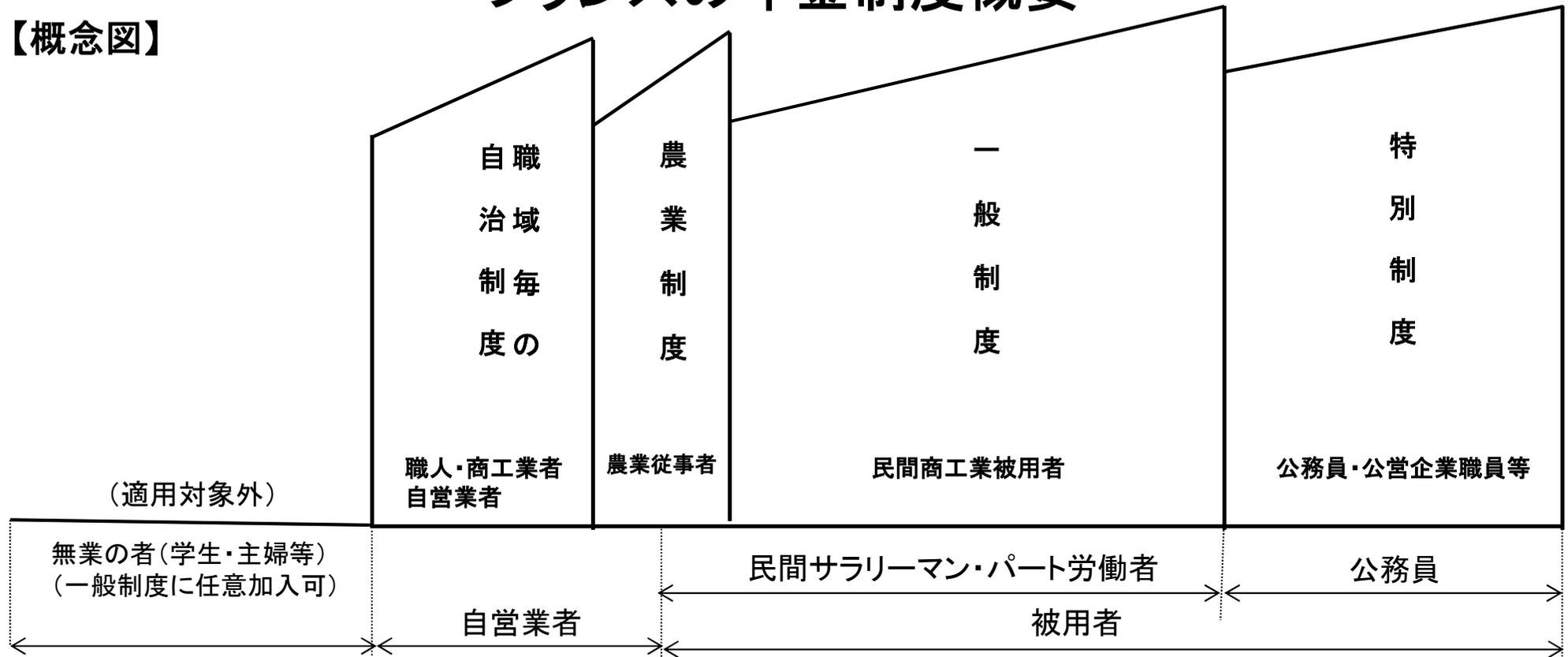


フランスの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立

<一般制度の概要>

- 対象者(2015年末) ... 民間商工業被用者
 ※ 年金額算定の根拠となる保険料記録(年間で最大4単位)は、賃金年1,441.50ユーロ(約19.3万円)ごとに1単位ずつ付与される。
- 保険料率(2015年末) ... 賃金の17.45%(労:7.15%、使:10.30%)※賃金が上限額(月3,170ユーロ(約42.5万円))を超えない場合。
 労:上限額までについて6.85%+賃金全額について0.30%
 使:上限額までについて8.50%+賃金全額について1.80%
- 最低加入期間 ... なし
- 支給開始年齢(2015年末) ... 61歳7か月(2017年までに62歳に引上げ)
 ※ ただし、満額拠出期間を満たしていない者が65歳(67歳まで引上げ予定)前に受給開始した場合は減額される。
- 国庫負担(2014年) ... 歳入の36.5%

※換算レートは2015年12月中に適用される裁定外国為替相場(1ユーロ=134円)による。

【給付の構造】(老齢年金)

(年金額算定式) 年金額 = $(A \times B \times \text{拠出期間} / \text{満額拠出期間}^{(\ast 1)} + \text{加算})$ (年額) (2015年)

A: 基準賃金年額: 過去の拠出期間の中で最も賃金の高い25年間分の平均賃金

B: 給付率: 被保険者の拠出期間と受給開始年齢に応じ、50~37.5%^(\ast 2)の範囲で決まる。例えば、満額年金を受給するのに必要な期間(満額拠出期間)を拠出するか、65歳から受給する場合に最高の50%となる。

(\ast 1) 満額拠出期間は生年ごとに設定。(例) 1948年...160四半期(40年)、1973年以降...172四半期(43年)

(\ast 2) 給付率の下限は生年ごとに設定。(例) 1948年...31.25%、1953年以降...37.5%

* 加算には育児加算及び介護加算がある(なお、配偶者加算は2011年1月に廃止されたが、2010年12月31日現在で受給している者については継続して支給。)

【沿革】

1945年	一般制度発足
1948年	商工業自営業者、職人及び自由業等の自営業者年金制度の創設
1952年	農業経営者制度発足
1974年	業種や職種に応じた個別制度(基礎制度)間の財政調整導入
1983年	支給開始年齢60歳へ引下げ
1991年	CSG(一般化社会拠出金)の導入による老齢年金財源の強化
1993年	1993年改革(満額拠出期間の延長(37.5年→40年)、年金額算定基準期間の延長(10年→25年)、既裁定年金額の改定方法の変更(賃金スライド→物価スライド))
2003年	2003年改革(公務員年金制度の改革、満額拠出期間の延長(40年→41年)等)
2010年	一般制度について支給開始年齢を60歳から62歳に引き上げ、満額拠出期間を166四半期(41.5年)とし、満額年金の支給開始年齢を65歳から67歳に引き上げることを決定
2014年	満額拠出期間の延長(41.5年→43年)を決定

(資料出所) ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2014 ・ 先進諸国の社会保障 ⑥フランス(東京大学出版会)
・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union ・ 政府発表資料 ほか